

## 岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領

(令和4年3月17日 制定 流第355号)

(令和5年3月3日 一部改正 流第428号)

(令和7年3月4日 一部改正 流第412号)

### 第1 趣旨

岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業は、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）及び食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知。以下「国実施要領」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

### 第2 事業費の低減等

1 本事業を実施する場合は、過剰と受け取られかねない施設及び設備の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

#### 2 費用対効果分析

事業実施主体は、施設及び設備の整備に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう整備する対象である施設及び設備の導入効果について、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3畜産第1989号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）を準用して、定量的に分析を行うこととする。

### 第3 対策の実施等の手続

#### 1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、市町村長（肉骨粉利用促進事業にあつては知事）に提出するものとする。

(2) 市町村長は、(1)の本文に基づき対策の事業実施計画の提出があつた場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、広域振興局長に提出するものとする。

#### 2 事業実施計画の承認

(1) 知事又は市町村長は、1により提出された事業実施計画の成果目標が妥当で事業の採択要件を満たし、かつ事業の規模が適切で成果目標が達成されると見込まれる場合は、別紙様式第2号によりその承認を行うものとする。

- (2) 市町村長は、(1)の承認をした場合はその写しを添えて、別紙様式第3号により速やかに広域振興局長に報告するものとし、広域振興局長は市町村長からの報告を取りまとめのうえ、知事に報告するものとする。
- (3) 市町村長は、(1)の承認をしようとするときは、あらかじめ別紙様式第4号により広域振興局長に協議するものとし、広域振興局長は、協議に同意しようとするときは、あらかじめ知事に協議するものとする。
- (4) 知事は、(1)の承認又は(3)の同意をしようとするときは、公平性を確保するため、必要に応じて関係部局で構成する検討会等により事業計画を審査するものとする。
- (5) 事業実施主体は、作成した事業実施計画に重要な変更が生じた場合は、別紙様式第1号により事業実施計画書(変更)を作成し、1(1)に準じて手続を行うものとする。
- (6) (5)に規定する重要な変更は次に掲げるものをいう。
- ア 事業の中止又は廃止
  - イ 事業実施主体の名称の変更
  - ウ 事業費の30%を超える増又は県補助金の増
  - エ 事業費又は県補助金の30%を超える減
  - オ 成果目標の変更

### 3 事業完了確認等

- (1) 事業実施主体の長は、事業が完了したときは、速やかに市町村長(肉骨粉利用促進事業にあっては知事)に別紙様式第5号により事業完了の届出をするものとし、市町村長は事業完了確認を行ったうえで広域振興局長に提出するものとする。
- (2) 知事又は広域振興局長は、(1)の届出があったときは、市町村長の命じる者及び事業実施主体の長の命じる者(肉骨粉利用促進事業にあっては、事業実施主体の長の命じる者)の立会のもとに別紙様式第6号に基づき事業完了確認を行うものとし、確認の結果、不適正な事項があると認めるときは、是正を指示し、事業の適正実施を期するものとする。

### 第4 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間、別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、翌年度の5月末までに別紙様式第7号により市町村長(肉骨粉利用促進事業にあっては知事)に報告するものとする。
- 2 市町村長は、1により提出された事業実施状況の報告の内容を踏まえ、別に定めるところにより市町村事業実施状況報告を作成し、事業実施主体からの報告を添付のうえ、6月末までに広域振興局長に報告するものとする。

なお、広域振興局長は市町村長からの報告を取りまとめのうえ、7月末までに知事に報告するものとする。

- 3 知事又は市町村長は、1の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 4 広域振興局長は、2の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

## 第5 対策の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、別に定めるところにより自ら評価を行い、その結果を第4の1に準じて別紙様式第7号により知事又は市町村長に報告するものとし、市町村長は、第4の2に準じて広域振興局長に報告するものとする。

なお、広域振興局長は、市町村長からの報告を取りまとめのうえ、知事に提出するものとする。

- 2 知事又は市町村長は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 広域振興局長は、1の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 4 事業評価を行った事業実施主体、市町村長及び知事は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。
- 5 県は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことがある。

## 第6 管理運営

- 1 事業実施主体は、本対策により補助を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること

で適正に管理運営するものとする。

- 2 県及び市町村は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、市町村長は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

- 3 知事は施設等の利用状況等について、必要に応じて報告を求め、調査を行う場合がある。

#### 附 則

この要領は、令和4年3月17日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年3月3日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和7年3月4日から施行する。